

第13回企業向けセミナーのご案内

消費税転嫁対策特別措置法の基本

～平成26年消費税増税を見据えて～

消費税率の引上げに際して、消費税が円滑かつ適正に転嫁されることを目指して「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）」が平成25年6月に成立しました。

この法律は、減額・買ったときなどによる消費税の転嫁拒否行為や「消費税還元セール」などの消費税の転嫁を阻害する表示を禁止する一方で、総額表示義務の特例として条件付きで外税表示を認めることなどを内容とするもので、消費税率アップに伴う企業活動に大きな影響を与えるものです。また、この法律は、平成25年10月1日から施行され、平成29年3月31日限りでその効力を失うものですが、その後も独占禁止法、下請法及び景品表示法との関係で消費税をめぐる企業活動には引き続き注意が必要です。

本セミナーでは、参加者の皆様に、消費税率アップに伴い特に注意すべき各種法律の基礎知識をお伝えし、業務に役立てていただくことを目指しています。

【講義内容】

1. 消費税転嫁対策特別措置法の基本
2. 消費税率アップで注意したい関連法律
 - (1) 独占禁止法
 - (2) 下請法
 - (3) 景品表示法

講師 **弁護士 南部 朋子**



一橋大学法学部卒業

平成14年 弁護士登録、リバーシティ法律事務所入所

平成17年 弁理士登録

平成20年 ペンシルバニア大学ロースクール LL. M.修了、
ニューヨーク州司法試験(NYBarExam)合格

平成20年～平成21年 外務省に出向(任期付任用公務員)

平成22年 米国ニューヨーク州弁護士登録

平成25年7月から、全国各地の商工会議所で消費税転嫁対策セミナーの講師を担当。

《申込・お問い合わせ先》

申込方法：裏面の「質問票」及び「参加申込書」へ必要事項をご記入の上、当事務所へ**FAX**にてお申し込み下さい。

受講票はセミナーの約1週間前にFAXにてお送りさせていただきます。

締切：平成25年11月11日(月)

担当：櫻村・伊藤

TEL:047-325-7378 FAX:047-325-7388

日時：**平成25年11月20日(水)**

16:00～17:30 セミナー
17:30～ 懇親会

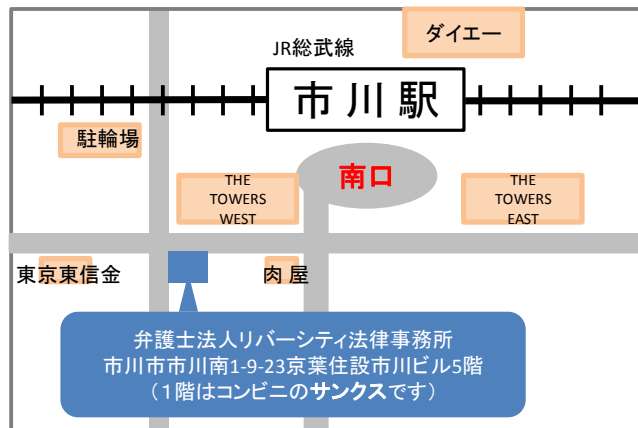
※15:30より受付開始

場所：京葉住設市川ビル 4階 当事務所

定員：20名

参加費：無料

※本セミナーは企業(個人事業主含む)を対象としております。



質問票

—出席者の皆様の質問をお聞かせ下さい—

消費税転嫁対策特別措置法に関する事で、疑問に思っていることなどをお寄せください。

お寄せいただいたご質問につきましては、時間の許す限り、セミナーでご回答いたします。

参加申込書

フリガナ 会社名		住所	〒 - Tel: () Fax: ()
フリガナ 参加者		フリガナ 参加者	

懇親会へ参加予定の方はチェックをお願いします。

※ご記入いただきました個人情報は、当事務所からの各種連絡・情報提供のために利用いたします。
※1企業2名までの参加とさせていただきます。(申込者多数の際は1企業1名とさせていただきます。)

FAX : 047-325-7388